

『式子内親王集』の研究

——百首歌の成立時期をめぐって

山崎 桂子

(一)はじめに

後白河法皇の皇女である式子内親王は、新古今集に四九首の入集歌を持つ女流歌人として有名である。この式子内親王の作品で、現在見ることでできるものは、四〇〇首(注1)である。このうち、三六〇首内外を収めるのが、『式子内親王集』(『前斎院御集』『壹斎院御集』とも)である。これは他撰の家集であり、その内容によって、A B C Dの各歌群にわけられる。すなわち、「春も先づ著く見ゆるは音羽山峰の雪より出る日の色」の一首をもって始まる百首歌のA歌群と、「霞とも花ともいはは春の色むなしき空にまづしるきかな」の一首をもって始まる百首歌のB歌群、さらに「峰の雪もまだふる年の空ながらかたへ霞める春の通路」の一首で始まる百首歌のC歌群と、「雖入勅撰不見家集歌」として収められた六一首のD歌群とである。

このうち、Cの百首歌については既に正治二年(一、二〇〇)の後鳥羽院御百首であることが明らかであり、B百首についても、その奥に「建久五年五月二日」という日付のあることから、日付どお

り建久五年(一、一九四)の成立であろうとされている。残るA百首の成立時期が問題となる。本稿は、その成立時期を推定しようとするものであり、そのことからB百首の識語の意味をも再検討してみたい。そして、A、B両百首の成立を明らかにすることによって、『式子内親王集』の成立の一端に言及したいと思う。

(二)A百首と千載集

さて、A百首の成立時期をめぐっては、次のような諸説がある。

- (1) 式子斎院在任中
 - (2) 文治三、四年(一、一八七、八)を遡らぬ頃
 - (3) 承安二年(一、一七二)頃
 - (4) 建久三年から四年(一、一九二—三)にかけて
- (1)は、辻森秀英氏の論(注2)を受けて、国島章江氏が出された説(注3)であり、主たる根拠は、A歌群中の一首、

忘れめや葵を草に引き結び仮寝の野辺の露のあけぼのが、新古今集にとられており、その詞書が、「斎院に侍りけると

き神だちにて」となっているところにある。つまり、この詞書を持つ一首を含むところのA歌群は式子齋院時代の成立であるとされるのである。さらに、因島氏は、A、B百首は共に奉納百首であつて、Aは齋院在任中、賀茂の祭の時、記念として賀茂神社に奉納したものの、Bも建久五年に出家の記念として同社に奉納したものであるうとの見解を示されている(注4)。

(2)説は、(1)説の根拠である新古今集詞書の「神だちにて」は「神だちにてよめる」ではなくて、「神だちにて思ひしことを」の意に解すべきであること。A百首には達磨歌時代の定家の影響が認められること。A百首中の

始なき夢を夢とも知らずしてこの終にや覚めはてぬべき

の如き仏教思想をあらわにしたものを齋院在任中によむはずはない。という三点に立ち、また、A百首から千載集に一首もとられていないことを傍証としてあげられた本位田重美氏の説(注5)である。

(3)説は、馬場あき子氏の説(注6)で、A百首夏の部冒頭の

春の色のかへうき衣脱ぎ捨てし昔にもあらぬ袖ぞ露けき

の解釈と、嘉応三年三月一日妹の休子内親王の死亡という伝記的事実を結びつけて出されたものである。

(4)説も(3)説と同じ歌の解釈に立つが、千載集との関係から、この服製は建久三年三月十三日に崩じた父後白河院のためのものであるとして出された武田史子氏の説(注7)である。

右の如き先学の諸説を確認した上で、もう一度、A歌群の百首の成立時期を考えてみたい。ここでは、ひとまずBが識語どおり建久

五年五月二日の成立であるとする従来説(注8)に従つて、Aはそれ以前の成立という前提のもと、その上限の推定から始めよう。

A成立の上限は、(2)説として紹介した本位田氏の指摘もあるとおり、千載集との関係を無視するわけにはゆかない。すなわち、千載集には式子の歌が九首とられているが、A百首からは一首もとられていない。千載集は、俊成の撰になるものであるが、式子と俊成の関係を考へてみると、俊成は後白河法皇から非常に厚い信任を受けており、それは出家の身で勅撰集を奏覧したことから窺える。この密接な関係は皇女である式子との間にも及び、式子の作歌指導は主として俊成によつてなされたとみてよい。式子も俊成を和歌の師として信任しており、『古采風体抄』は晩年の式子の求めによるものであることは周知のとおりである。

また、式子の齋院時代の女房の中に、「中将」と呼ばれる者がいたことがわかる。これは、『建礼門院右京大夫集』に

大炊御門の齋院、いまだ本院におはしまし、比、かの宮の中將のきみのもとより、みかきのうちの花とて、をりたびて、

しめのうちは身をもくだかず桜花をしむころを神にまかせてかへし

しめのほかも花といはいはん花はみな神にまかせて散らさずもが

な
という贈答がみられ、この「中将のきみ」は彰考館本右京大夫集に

皇太后宮大夫俊成女、前齋院女別当、号三中將一と注記があることは、既に清水文雄氏が指摘しておられる(注9)。

さらに『明月記』嘉祿二年十二月十八日の条、定家の姉妹を記したところに、

前齋院式子 女別当乘禊祭、御車、内親王、後一他腹

という記事が見える。また、石田吉貞氏の考証（注10）によつて、この中将という女性性は定家とは異腹の姉にあたり、定家より約二〇才年長であることが明らかにされている。すると、この中将は、父俊成の薫陶により歌も堪能であつたと考えられるし、式子より十才の年長（注11）になるので、齋院時代の式子の初期作歌指導にあつたことも十分考えられるのである。

以上のことは、式子がそのごく初期から、齋院時代も、その後も俊成と非常に親しい間柄であり、近い位置にいたことを示している。従つて、もしも、Aの百首が齋院時代も含めて、千載集奏覧前に成つていたならば、当然俊成の目にはいつたであらうし、客観的に見てかなりの秀歌を持つA百首を俊成が見落すはずはなかつたであらう。

さらに、式子の千載集入集歌をみると、

賀茂のいつきかはり給て後唐崎のはらへ侍りけるまたの
日、雙林寺のみこのもとより、昨日は何事かなど侍ける返
事につかはされける、

(1)みたらしや影絶えはつる心地してしがのうらぢに袖ぞぬれにし

(雑、九七〇)

という歌や、

賀茂のいつきおり給て後、祭のみあれの日、人の葵を奉て
侍けるに書きつけ侍ける

(2)神山のふもとになれし葵草引きわかれてぞ年は経にける(夏、

一四七)

というような歌が入集していて、(1)は式子齋院退下直後の歌であり、(2)も齋院退下のち、あまり年を経ずして、つまり、人々に式子が前齋院であつたことの記憶が新しい頃、贈答された歌である。従つて、国島氏の説の如くAが齋院時代に成つていたとすると、(1)、(2)のような歌はとられているのに、Aからは一首もとられていないということは不自然ではなからうか。

曰A、Bの類似性

さて、千載集との関係でみる限り、A成立の上限は千載集奏覧の文治四年（一、一八八）（注12）であると考えられる。このことを、作品内部から裏付けるものとして表現技巧の変化があげられる。私は、和歌作品を扱う時その基礎的な分析作業として、表現技巧の問題は無視できないものと考えている。式子の全歌について、この点を調査したところ、次表のような結果を得た。

表のABCはそれぞれ百首歌であるから、表の実数がすなわち百分比を示すと考えてよい。この表の数値のうち、句切れ、本歌取りについては、その認定に差の出るところであるが、句切れについては、終止形、命令形、体言のものを数え、著しい疎句を作っているもの以外は、連用中止、接続助詞は原則として句切れとしなかつた。本歌取りについても古注釈に指摘するもの、今日の注釈の指摘するもの、及び私の調査したところによって、はっきりと本歌とわかるもののみをとつた。

(表 I)

| | | A | B | C | D 及 そ の 他 | 計 | % |
|-------------|-------|----|----|----|-----------------------|-----|-----|
| | | | | | | | |
| 体 言 止 | | 33 | 34 | 43 | 28 | 138 | 35 |
| 句 切 れ | 初 句 切 | 16 | 10 | 20 | 16 | 62 | 16 |
| | 三 句 切 | 34 | 30 | 20 | 28 | 112 | 29 |
| 本 歌 取 | | 14 | 16 | 27 | 16 | 73 | 18 |
| 掛 詞 | | 9 | 10 | 12 | 5 | 36 | 11 |
| 縁 語 | | 2 | 0 | 1 | 4 | 7 | |
| 枕 詞 | | 2 | 2 | 3 | 0 | 7 | 5.2 |
| 序 詞 | | 4 | 3 | 6 | 0 | 13 | |

ところで、この表であるが、A、B、C間の数値の変化に注目して眺めると、体言止、句切れ、本歌取……等のすべてにわたって言えるのは、AとBの数量的類似であり、Cになって各項それぞれ増加するということである。句切れについては、表Iではよくわからぬが、表IIを見るとやはりAとBは数量的に似かよっており、

(表 II)

| | | A | B | C | D 及 そ の 他 | 計 |
|-------|--|----|----|----|-----------------------|-----|
| | | | | | | |
| 初 句 切 | | 16 | 10 | 20 | 16 | 62 |
| 二 句 切 | | 12 | 11 | 15 | 13 | 51 |
| 三 句 切 | | 34 | 30 | 20 | 28 | 112 |
| 四 句 切 | | 6 | 7 | 17 | 9 | 39 |
| 計 | | 58 | 50 | 58 | 58 | 224 |

り式子十六才以下の成立としたものではどうであろうか。式子がいくらか早くから歌に親しみ作歌に励んだとは言え、習作期とも言える頃の百首であるとするには賛成できないのである。そのような式子のごく初期の百首が、それから二十五年も後のBの百首と表現技巧の上で少しも変わらないということは考えられない。従って、A

Cになって変化があらわれている。つまり、各技巧の数値をみる限り、AとBとはいっしょに考えてもよい性格を持っていると言える。このことは、とりもなおさず、A、Bがかなり近い時期の成立であるということを示すのではないか。表にみえるCの数量的変化については、今は紙

数がないのでくわしく述べられないが、正治二年の院初度百首であり、新古今風を生み出す前夜の、達磨歌期が最も熟した時の詠であるということの反映と考えられる。

A、Bの成立がかなり近い時期の成立であるという推定に立つと、Aが齋院時代、つま

の成立は、上限を千載集奏覧の文治四年（一、一八八）とすべきであり、この上限内でもっとBに近い成立と見るのが妥当であろう。

轉「忘れめや……」の背景

ところで、一つ気がかりになるのは、Aが右の如く齋院時代の成立でないとする、「忘れめや……」の一首をどう考えるかと言う問題である。この点について国島氏は、諸説の紹介でふれたように、奉納百首であるという立場をとられるため、奉納百首というものは旧作を集めて百首を成すのではなく、新たな気持で一氣に詠出するものだから、この一首を含むAは必然的に齋院時代の成立となるとの説である。

なるほど、奉納百首であるとする、伝記的事実や、他の多くの百首歌の存在にもかかわらず、このA、B二つが残っていることなどと照応して好都合なのであるが、A、B二つのみが奉納百首であるとするこの積極的理由となると、少々心もとない。A、Bの春二〇首、夏十五首、秋二〇首、冬十五首、恋十五首、雑十五首という部立も、奉納百首に限ったことではなく、百首歌の部立として『重之集』以来見られるところである。国島氏の言われる俊成の『五社百首』も、『堀河百首』等を受ける組題百首で、それを奉納百首に固有の部立であると言うことはできない。この点については本位田氏の論（注13）があり、私も同じ立場である。

さらに、奉納和歌最古のものと言われる『相模集』や、先述の『五社百首』を見ても、いずれも奉納の主官等を記した序を持つのに対して、式子のA、Bはそのような序、あるいは奥書が一切ない。何らかの記念として奉納されたものであるならば、そのいさ

つを序として付すのが当然ではなからうか。以上の点については、奉納歌というものの研究を今少し待って結論づけねばならないだろう。

すると、今のところ奉納というような特殊な百首ではないということから、「忘れめや……」の一首を考えてみる必要がある。まず、百首歌についてであるが、百首の詠出方法について詳述することは余裕がないので措くとして、大きく秀歌撰集と題詠百首とに別れると見て、式子の場合、後者による百首とみてよいだろう。この方法は、詠歌の練習として堀河百首以後、しばしば行なわれたものである。式子の場合も旧作を集めて成したわけではなく、その時点での題詠である。私は、式子の題詠百首は次のような態度でなされたものと考ええる。つまり、全体的な部立とその中でののおおよその題の構想を立てながら詠んでゆき、まとめあげてゆくという態度である。そうすると、たとえば、春の部立の中を時間の推移によって順次詠んでゆくうちに、ちょうどそこに合うような詠の生まれない時、旧作の中からそこに合う歌が選ばれて入れられるということは十分ありうることはあるまいか。そういう比較的自由な題詠態度で成したと見れば、百首の中に一―二首旧作が混入していても不自然ではない。

このような観点で式子のA百首をみると、「忘れめや……」の一首は、まさに右の旧作混入の一首とみられるのである。この点、百首の内部から検証してみよう。

問題となる「忘れめや……」の一首を含むAの夏の部を次にあげてみると、

(1)春の色のかへうき衣脱ぎ捨てし昔にあらぬ袖ぞ露けき

(2) 時鳥いまだ旅なる雲路より宿かれとてぞうゑし卯花

(3) 忘れめや葵を草に引き結び仮寝の野辺の露のあけぼの

(4) あはれとや空に語らふ時鳥寝ぬ夜つもれば夜半の一声

(5) 雨過ぐる花たち花に……………

となつており、冒頭(1)は更衣、(2)は卯花、(3)は葵、(4)は時鳥である。

これは堀河百首夏の部の題配列と符合する。式子の場合、堀河百首題ですべて百首を詠んでゐるわけではないが、少くともA百首夏の部冒頭の四首は堀河百首題を意識し、念頭においていたと思われる。従つて、三首目には葵の歌が必要であつたのである。そこで、葵と言へば齋院時代の忘れがたい一首である「忘れめや……」の歌を入れたのではなからうか。

そして、新古今集の編者はこの一首を、Aの百首にはいつてゐるが、これは齋院時代の詠なのだということをよく知つていたため、A百首中の歌であるにもかかわらず、「齋院に侍りけるとき神だちにて」という詞書をつけたのであろう。

尚、この一首について、久保田淳氏は『新古今和歌集全評釈』で次のように述べておられる。

勅撰集の詞書が常に正確であるとは限らない。今の場合、作品はむしろ「齋院に侍りけるとき」の生活を後年回顧したと解されるのである。又、過去の作を定数歌に混ぜることも時折行なわれるから、一首のみから全体の詠作時期を決めることは危険な場合もある。(二巻、二三頁)

久保田氏は、新古今集の詞書に疑問を持たれつつ、旧作混入の場合もあげて、保留しておられるが、新古今集の詞書、歌の内容を無理

なく、最もスムーズに理解できるといふ点では旧作混入の可能性が強いと思われる。併せて、百首歌という一つの作品世界構成の必要を担つて「忘れめや……」という葵の歌は、しかるべく入れられたのである。但し、旧作混入については、前表Ⅰ、Ⅱなどの有効性ということにかかわつてくるので、少し私見を述べておこう。式子の場合、百首歌への旧作混入率は、極めて低いもので、恐らくは一つの百首に、一―二首あるかないかではないかと思われる。もとより、百首中の詠が、過去の他の時の詠をあつめたものであることを示すような資料はない。

(四) A、B同時成立の否定

さて、これまでの推論によつて、Aの成立は国鳥氏説、馬場あき子氏説より十九年ないし十六年遅れるわけだが、そうすると、A成立の下限はどうなるのだろうか。建久五年五月二日以前という従来説でよいのだろうか。ここで、A成立の下限推定も含めて「建久五年五月二日」という識語の意味とBの成立を併せて考えてみよう。まず、家集の構成を確認しておこう。書陵部蔵第一類本(五〇一・三二)(注14)を見ると、次のようになっている。

この構成は、外題と「前小齋院御百首」のタイトルが若干違ふのみで諸本とも変わりはない(注15)。この構成から考えるとAの成立時期は、一応、次の三つの場合が想定できる。すなわち、

(1) B歌群より前

(2) B歌群と同時に

(3) B歌群より後

萱齋院御集（外題）

前小斎院御百首

A 歌群（百首歌、春、夏、秋、冬、恋、雑）

又

B 歌群（百首歌 部立は A と同）

建久五年五月二日

C 歌群（百首歌 春、夏、秋、冬、恋、旅、山家、鳥、祝）

雖入勅撰不見家集歌

D 歌群

である。このうち、(3)についてはAがBに諸本いづれも先行しているという客観的事実から、まず除外してもよいと考えられる。次に(2)は「建久五年五月二日」の日付は、A、Bにかかるとあり、A、B間の「又」はその二つをつなぐものであるとする場合である。(1)は、もっとももありうる推定であり、かつ、今日までの諸説の認めるところである。この場合「建久五年五月二日」の日付はBに付されたもの——奉納の日付であれ、詠出の日付であれ——ということになっている。

私は、先の三つの想定のうち、(1)に立つものであるが、「建久五年五月二日」の日付については、A、B両百首にかかると考えている。このことを述べる前に「建久五年五月二日」の日付がA、B両百首にかかるとすると、A、Bが同時成立とみる(2)の場合についてふれておかねばならない。

A、Bが同時成立という推定を私とらない理由は、次の表に見える係助詞の使用の状況によっている。前表IによってA、Bの類似性を指摘したのであるが、さらに細部にわたって調べてみると、A、B間に差違のあることに気づいた。つまり、Aに於ける「ぞ」の多用ということ、また「や」「か」もB、Cは類似しているが、Aのみ少し様子が異なる。そこまで言えなくともA、Bを一連と見るより、B、Cを一連と見る方が近いということは言える。特に「ぞ」の多用はA百首を一見しただけで気づくところで、春の

(表Ⅱ)

| | A | B | C | 計 |
|----|----|----|----|----|
| ぞ | 21 | 11 | 10 | 42 |
| や | 7 | 11 | 10 | 28 |
| か | 1 | 4 | 5 | 10 |
| こそ | 6 | 5 | 2 | 13 |
| 計 | 35 | 31 | 27 | 93 |

歌二〇首の中でも「ぞ」は八首に使用されている。しかも、その使用の仕方が、

春ぞかし思ふばかりに打霞みめぐむ木ずゑぞ眺められける
誰も見よ芳野の山の峰つゞき雲ぞ桜か花ぞしらゆき

のように、一首中二回も使用されたものがある。このような使用はBにはいるとなくなっており、係助詞「ぞ」の多用はAの特徴と言えよう。係助詞の使用に意識的であったかどうかはさておき、少くともA百首では「ぞ」を多用してしまふ傾向が一時的にせよあったことは認めねばならない。

A、Bが同一時期につくられたものであるならば、係助詞「ぞ」の耳に立つ程の使用の傾向が当然Bにもあらわれてもよいはずである。このように考えると、Aの成立はBにかなり近い時期ではあるが、Bと同時に成立ということは考えられない。

内識語の意味と家集の成立

それでは、AはB以前の成立であり、「建久五年五月二日」の日付はA、Bにかかるといふことはどういふことを意味するのか。つまり、この日付は奉納の日付でも、詠出の日付でもなく、A、Bの百首の書写された時の日付だったのである。従つて、A、B間の「又」は、式子内親王の二つの百首という意味で書き入れられたものである。このように考えると、A、B二つの百首に於いて、Bのみに識語があり、Aには何も付されていないことの不自然さも解消できるわけである。

しかし、私は、A、Bが奉納百首ではなからうという立場に立つた時、次のような疑問を持った。すなわち、C百首は「正治二年院百首」であるから、その性格からしてよいとして、残るA、Bの百

首が奉納とかの性格を持たないものであるならば、なぜそれらだけ残つて今日まで伝わっているのだろうかということであった。式子は、現存のA、B、Cの百首の他に多くの百首歌を詠んでおり、それは勅撰集等の詞書から推察されるところである。それらは国鳥氏の推定によると、「最大限度に於て成立時期の判明せる御百首歌は四種類、成立時期の判明せざる御百首和歌は二種存在する」(注16)となる。すると、二六種もあったと思われる百首のうち、わずか三種しか残らず、しかも、A、Bの残つてゐることの必然性をどう考えたらよいのか。

右の如き疑問は、先述のとおり「建久五年五月二日」の日付を書写年月日と考えることによつて解消する。このことを、『式子内親王集』の成立と併せて、以下述べてみよう。

式子は、千載集以前にも百首歌を作つていたことが、その詞書からわかるから、式子の百首歌はすでに相当数にのぼり、流布もしており、歌人として名を知られていたのである。さて、建久の頃、御子左家近辺の誰れかが、式子のもとに訪ねて来て、最近作でもあったら見せて欲しいというように詠作を求めた。そこで、式子は、当然のことながら、すでに流布しているものや、二十年も昔の齋院時代のものを見せるはずはないから、手もとに置いてゐる未発表の近作を渡したにちがいない。すなわち、それがA、Bの百首だったのである。この二種の百首は、持ち帰られた後、さっそく書写され、最後に書写の日付を入れられたわけである。かくして、A、Bの百首は「建久五年五月二日」の識語を有するに至つたのである。

ところで、右の推定において、「建久五年五月二日」の識語を付けた書写者を、御子左家近辺の者としたのは、前章(二)で述べた俊

成、定家などとの関係によるものである。定家が歌集や草子を「家中の小女をして書写せしめた」という場合、民部卿典侍のように、書写者名が奥書に記されることは稀であるから、この「家中の小女が具体的に誰であったかは判明しないわけである。この場合、式子のA、B二つの百首は、俊成の命か、定家の命か、或いは、書写者自身の興味からか、そのいづれにせよ、式子のもとから借り出され、書写されたのに違いあるまい。

結局、式子のA、Bの百首は、「建久五年五月二日」の識語をもって御子左家近辺に存在していたのである。後、新古今集編纂にあたっては、すでに流布していた他の百首と共に、このA、Bの百首も和歌所へ持ち込まれ資料となったのであろう。そして、この二つの百首だけは、書写され、まとまっていたため幸いにも良い管理のもと、散佚をまぬかれ、A、Bとまとまって流布したのであろう。これが、式子の家集の初期第一次の形態であり、それに、後人が、有名な正治百首(C)を加え、更に、「雖入勅撰不見家集歌」を加えるという二次、或いは三次の成立過程を経て、『式子内親王集』は出来上ったものと考えられる。

（おわりに）

以上の推論には、飛躍がないとは言えないが、少くとも次のことは言えよう。A、Bの百首は共に文治四年(一、一八八)以後、建久五年(一、一九四)五月二日以前の成立である。そして、この六年間に於いて、AはBに先行し、かつ、両者は同時ではないが、かなり近い時期(恐らく二―三年の間ではあるまいか)の成立である。

さらに、家集に見えるB歌群のあとの「建久五年五月二日」の識語は、A、Bの百首がいっしょに誰れかに書写された時に付けられたものである。

式子内親王の家集中のA歌群の成立時期からB歌群の奥書の問題を含めて、家集成立までを考えてみた。後半部に於ける論述は、何らの資料的裏づけ、伝記的事実もないわけで、推論の域を一步も越えるものではない。ここに、あえて試みとして一案を呈し、御叱正を仰ぎたい。

(昭和五二年、八、二〇稿)

注

注1この歌数のうちわけは次のとおりである。家集については諸本間で若干差がある。

家集 A 百首

B 百一首

C 九九首

D 七三首(うち三首他作、九首ABCに重出)

計 三六一首

Dのもの 五首

三百六十番歌合 一七首

私撰集 六首

五社百首中の歌 一一首

総計 四〇〇首

注2 『国文学研究』昭和一六年六月号、「式子内親王論」

注3 『国語と国文学』昭和三五年七月号、「式子内親王集―形態と成立について」

注4 右掲論文中他

注5 『和歌文学講座七』昭和四五年刊

注6 『式子内親王』昭和四四年刊

注7 『国文白百合』昭和五二年、「式子内親王集の研究——特に

百首歌の成立時期について——」

注8 今日までの諸説はすべて、この識語はBに付されたものであ

り、Bはこの識語どおりの成立としている。

注9 『王朝女流文学史』昭和四七年刊

注10 『藤原定家の研究』昭和五十年刊

注11 式子の生年は今のところ不明であるが考証の結果、仁平三年

(一、一五三) から久寿二年(一、一五四)の間と推定でき

る。ここでは、中間の久寿元年(一、一五四)として考えた。

注12 千載集奏覧は序文では前年の文治三年となっている。ここは

『明月記』の記事による。文治四年四月が、決定稿の実質奏

覧であると考える。

注13 前掲論文(注5)

注14 書陵部本Aは原本に最も近いと思われる第一類本である。

但し、第四類本は歌群の順序が「ACBD」となっている。

又、同類bの一本にDを欠いたものがある。

「建久五年五月二日」の日付については第三類bの三本と第

四類本がそれを欠いている。

「又」の字については、第一類本(書陵部本A)、第二類本

(書陵部本C、神宮文庫本、東洋文庫本、三手文庫本、桃園

文庫本D、国島氏架蔵本A)等がそれを有している。(三手

文庫本は「亦」である。)

注16 『式子内親王集』(古典文庫)の解説

※ 歌の引用は、岩波古典文学大系『平安鎌倉私家集』による。

——付記——

本稿は広島女子大学へ提出した卒業論文の一部に手を加えたものであり、卒業論文作成にあたっては山崎誠先生に、又、改稿にあたっては本学の稲賀敬二先生に御指導いただきました。更に、昭和52年度広島大学国語国文学会秋季研究会での発表の折は、友久武文先生を始め多くの方々から御教示をいただきました。ここに記して、感謝の心を捧げます。

——広島大学大学院在学——